

西脇市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第108号）第11条第5項の規定に基づき、西脇市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、介護保険担当部において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に選任される委員の任期については、第2条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。